# 千葉県汚染土壌処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱

新	IΒ
第1章 総則	第1章 総則
(汚染土壌処理業者等の責務) 第3条	(汚染土壌処理業者等の責務) 第3条
3 汚染土壌処理業者等は、汚染土壌処理施設の設置等及び維持管理に当たっては、法 及び他の関係法令等で定める諸基準のほか、第5条第3項に <mark>規定する</mark> 基準に適合する ようにしなければならないものとする。	3 汚染土壌処理業者等は、汚染土壌処理施設の設置等及び維持管理に当たっては、法及び他の関係法令等で定める諸基準のほか、第5条第3項 <mark>各号</mark> に <u>掲げる</u> 基準に適合するようにしなければならないものとする。
(廃棄物処理施設との併用の禁止)	(廃棄物処理施設との併用の禁止)
第4条	第4条
<ul> <li>         ご 廃棄物処理法施行令第7条第 14 号ハに掲げる産業廃棄物の最終処分場であって 廃棄物処理法第 15 条第1項の許可を受けたもの</li> <li> <u>産業廃棄物の焼却施設であって廃棄物処理法第15条第1項の許可を受けたもののうち、セメントを製造することを主たる目的とするもの</u> </li> </ul>	二 廃棄物処理法施行令第7条第 13 号の2に掲げる産業廃棄物の焼却施設であって セメントを製造することを目的として廃棄物処理法第 15 条第1項の許可を受けた もの     三 廃棄物処理法施行令第7条第 14 号ハに掲げる産業廃棄物の最終処分場であって 廃棄物処理法第 15 条第1項の許可を受けたもの
第2章 汚染土壌処理施設の設置等に係る事前協議	第2章 汚染土壌処理施設の設置等に係る事前協議
(生活環境影響調査の実施等) 第7条	(生活環境影響調査の実施等) 第7条
2 第5条第1項の事前協議書には、前項の調査の結果を記載した書類(以下「生活環境	2 第5条第1項の事前協議書には、前項の調査の結果を記載した書類(以下「生活環境

影響調査書」という。)を添付しなければならないものとする。ただし、環境影響評価 法(平成9年法律第81号)又は千葉県環境影響評価条例(平成10年条例第26号)に 基づき作成された環境影響評価書であって、必要な記載事項を満たしているものを生 活環境影響調査指針に基づく生活環境影響調査書として添付することは、差し支えな 1

### (事前協議書等の縦覧等)

第10条 知事は、汚染土壌処理施設の設置等について第5条第1項の協議があったとき は、事前協議書等に記載された内容について生活環境の保全上の見地からの意見を求 めるため、次項で定めるところにより、次の各号に掲げる事項をインターネットの利 用その他の適切な方法により公表し、事前協議書等の写しを公表の日から起算して30 日間縦覧に供するものとする。

#### (計画の審査指示等)

- 第16条 知事は、協議会の審査結果に加え、第12条の規定による見解書における生活 環境の保全上の措置の内容を勘案し、汚染土壌処理業者等に対し、汚染土壌処理施設 の設置等を行うに当たっての留意事項、計画の変更又は当該計画の廃止の指示(以下 「審査指示」という。)を行うものとする。
- 2 知事は、前項の審査指示(汚染土壌処理施設の設置等を行うに当たっての留意事項 に限る。)を行うときは、汚染土壌の処理に係る事業計画を周知させることが適当と認 められる地域(以下「関係地域」という。)として、次の各号に掲げる汚染土壌処理施 設の種類の区分に応じ、当該各号で定める地域を併せて指示するものとする。

# 第4章 汚染土壌処理施設の維持管理

## (汚染土壌等の取扱い)

影響調査書」という。)を添付しなければならないものとする。ただし、環境影響評価 法(平成9年法律第81号)又は千葉県環境影響評価条例(平成10年条例第26号)に 基づき実施された環境影響評価書であって、必要な記載事項を満たしているものを生 活環境影響調査指針に基づく生活環境影響調査書として添付することは、差し支えな 1

### (事前協議書等の縦覧等)

第10条 知事は、汚染土壌処理施設の設置等について第5条第1項の協議があったとき は、事前協議書等に記載された内容について生活環境の保全上の見地からの意見を求 めるため、次項で定めるところにより、次の各号に掲げる事項をインターネットの利 用その他適切な方法により公表し、事前協議書等の写しを公表の日から起算して30日 間縦覧に供するものとする。

### (計画の審査指示等)

- 第16条 知事は、協議会の審査結果に基づき、汚染土壌処理業者等に対し、汚染土壌処 理施設の設置等を行うに当たっての留意事項、計画の変更又は当該計画の廃止の指示 (以下「審査指示」という。) を行うものとする。
- 2 知事は、前項の審査指示(汚染土壌処理施設の設置等を行うに当たっての留意事項 に限る。) を行うときは、事前協議書等の記載内容を周知させることが適当と認められ る地域(以下「関係地域」という。)として、次の各号に掲げる汚染土壌処理施設の種 類の区分に応じ、当該各号で定める地域を併せて指示するものとする。

# 第4章 汚染土壌処理施設の維持管理

# (汚染土壌等の処理)

第31条 汚染土壌処理業者は、汚染土壌等の<mark>取扱</mark>いに当たっては、法第4章第2節の規 | 第31条 汚染土壌処理業者は、汚染土壌等の<mark>処理</mark>に当たっては、法第4章第2節の規定

			旧					
定によるもののほか、維持管理基準を遵守するものとする。		によるもののほか、維持管理基準を遵守するものとする。						
別記第2号様式(第5条第2項第1号関係)			別記第2号様式(第5条第2項第1号関係)					
(第2面)			(第2面)					
関係法令等との調整			関係法令等との調整					
自然公園法 <u>又は千葉県立自然公園条例</u> に規定する特別地域	有 •	無	自然公園法に規定する特別地域 有・無					
<u>自然環境保全法又は</u> 千葉県自然環境保全条例に <u>規定する自然環境保全地域の</u> 特別地区	有 •	無	千葉県自然環境保全条例に <u>基づき知事が指定した</u> 特別地区 有・無					
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する特別保護地区	有・	無	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定す る特別保護地区 有・無					
首都圏近郊緑地保全法に規定する近郊緑地特別保全地区	有 •	無	都市緑地法に規定する緑地保全地域 有・無					
			首都圏近郊緑地保全法に規定する近郊緑地特別保全地区 有・無					
自然公園法 <u>又は千葉県立自然公園条例</u> に規定する <u>普通地域</u>	有 •	無	自然公園法に規定する <u>自然公園</u> 有 ・ 無					
自然環境保全法又は千葉県自然環境保全条例に規定する <u>自然環境保全地域の</u> 普通地区	有 •	無	自然環境保全法又は千葉県自然環境保全条例に規定する普通地 区 有・無					
千葉県自然環境保全条例に規定する郷土環境保全地域 <u>スは緑地</u> 環境保全地域	有 •	無	千葉県自然環境保全条例に規定する郷土環境保全地域 有・無					
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定す る鳥獣保護区	有・	無	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定す る鳥獣保護区 有・無					
都市緑地法に規定する特別緑地保全地区	有 •	無	首都圏近郊緑地保全法に規定する近郊緑地保全区域 有・無					
首都圏近郊緑地保全法に規定する近郊緑地保全区域	有 •	無						
(第6面)			(第6面)					
地下水の水質測定			地下水の水質測定					

新	旧
2次管理票の交付	施設外への搬出の禁止
	2 次管理票の交付
維持管理状況の公表の期間	維持管理状況の公表の期間
事業内容の公表	
(第7面)	(第7面)
浄化等処理施設の維持管理に関する個別基準	浄化等処理施設の維持管理に関する個別基準
濃度の上限値を設定していない	濃度の上限値を設定していない
浄化等処理施設における確認	浄化等処理施設における確認
大気有害物質の排出	大気有害物質の排出
施設外への搬出の禁止	雨水等の流入の防止
雨水等の流入の防止	
分別等処理施設の維持管理に関する個別基準	分別等処理施設の維持管理に関する個別基準
第二溶出量基準に適合しない汚	第二溶出量基準に適合しない汚
染土壌の混合の禁止	染土壌の混合の禁止
大気有害物質の量の測定	大気有害物質の量の測定
施設外への搬出の禁止	雨水等の流入の防止
雨水等の流入の防止	

 新
 旧

 第3 立地環境
 第3 立地環境

# 5 関係法令等との調整

- (1) 次に掲げる自然環境及び災害防止等のために保全を図る必要のある場所を含まないこと。
  - ア 自然公園法 (昭和 32 年法律第 161 号) <u>又は千葉県立自然公園条例 (昭和 35</u> <del>年条例第 15 号)</del> に規定する特別地域
  - イ <u>自然環境保全法(昭和47年法律第85号)又は</u>千葉県自然環境保全条例(昭和48年条例第1号)に規定する自然環境保全地域の特別地区
  - ウ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 88 号)に規定する特別保護地区
  - <u></u> 首都圏近郊緑地保全法(昭和 41 年法律第 101 号)に規定する近郊緑地特別保全地区
  - ★ 都市計画法 (昭和43年法律第100号) に規定する風致地区
  - △ 森林法(昭和 26 年法律第 249 号)に規定する保安林及び保安林予定森林
  - <u>キ</u> 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)に 規定する急傾斜地崩壊危険区域
  - ク 砂防法 (明治 30 年法律第 29 号) に基づく砂防指定地
  - ケ 地すべり等防止法 (昭和 33 年法律第 30 号) に規定する地すべり防止区域
  - コ 海岸法 (昭和31年法律第101号) に規定する海岸保全区域
  - サ 河川法 (昭和39年法律第167号) に規定する河川区域及び河川保全区域
- (2) 次に掲げる場所を原則として含まないこと。
  - ア 自然公園法又は千葉県立自然公園条例に規定する普通地域
  - イ 自然環境保全法又は千葉県自然環境保全条例に規定する自然環境保全地域

の普通地区

### 5 関係法令等との調整

- (1) 次に掲げる自然環境及び災害防止等のために保全を図る必要のある場所を含まないこと。
  - ア 自然公園法 (昭和32年法律第161号) に規定する特別地域
  - イ 千葉県自然環境保全条例(昭和 48 年条例第1号)に<u>基づき知事が指定した</u> 特別地区
  - ウ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 88 号)に規定する特別保護地区
  - エ 都市緑地法(昭和48年法律第72号)に規定する緑地保全地域
  - ★ 首都圏近郊緑地保全法(昭和 41 年法律第 101 号)に規定する近郊緑地特別保全地区
  - 力 都市計画法 (昭和43年法律第100号) に規定する風致地区
  - キ 森林法 (昭和 26 年法律第 249 号) に規定する保安林及び保安林予定森林
  - <u>ク</u> 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)に 規定する急傾斜地崩壊危険区域
  - ケ 砂防法 (明治30年法律第29号) に基づく砂防指定地
  - コ 地すべり等防止法 (昭和 33 年法律第 30 号) に規定する地すべり防止区域
  - サ 海岸法 (昭和31年法律第101号) に規定する海岸保全区域
  - シ 河川法 (昭和39年法律第167号) に規定する河川区域及び河川保全区域
- (2) 次に掲げる場所を原則として含まないこと。
  - ア 自然公園法に規定する自然公園
  - イ 自然環境保全法又は千葉県自然環境保全条例に規定する普通地区

新	旧
ウ 千葉県自然環境保全条例に規定する郷土環境保全地域 <u>又は緑地環境保全地</u>	ウ 千葉県自然環境保全条例に規定する郷土環境保全地域
<u>域</u>	
エ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護	エ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護
区	区
才 都市緑地法(昭和48年法律第72号)に規定する特別緑地保全地区	
<b>力</b> 首都圏近郊緑地保全法に規定する近郊緑地保全区域	<u>オ</u> 首都圏近郊緑地保全法に規定する近郊緑地保全区域
キ 自然環境保全法に基づく基礎調査の一環として実施した特定植物群落調査	<b>力</b> 自然環境保全法に基づく基礎調査の一環として実施した特定植物群落調査
により選定した特定植物群落	により選定した特定植物群落
<u>ク</u> 文化財保護を図る必要のある場所	<u>キ</u> 文化財保護を図る必要のある場所
<u>ケ</u> 優良農地として保全を図る必要のある場所	<b>ク</b> 優良農地として保全を図る必要のある場所

# 汚染土壌処理施設の構造に関する基準

		新			旧			
別表?	第1 排出水基準		別表	第1 排出水基準				
	項目	排出水基準		項 目	排出水基準			
28	1,4-ジオキサン	0.5 mg/L	28	1,4-ジオキサン	0.5 mg/L <u>(10 mg/L) <u>%</u> 2</u>			
30	生物化学的酸素要求量 ※ 2	20 mg/L (10 mg/L) ※ 4	30	生物化学的酸素要求量 ※ 3	20 mg/L (10 mg/L) ※ <u>5</u>			
31	化学的酸素要求量 ※ 3	20 mg/L (10 mg/L) ※ <u>4</u>	31	化学的酸素要求量 ※ 4	20 mg/L (10 mg/L) ※ <u>5</u>			
32	浮遊物質量	40 mg/L (20 mg/L) ※ <u>4</u>	32	浮遊物質量	40 mg/L (20 mg/L) ※ <u>5</u>			
33	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	3 mg/L (2 mg/L)	33	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	3 mg/L (2 mg/L)			
	(鉱油類含有量)			(鉱油類含有量)				
34	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	5 mg/L (3 mg/L) × 4	34	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	5 mg/L (3 mg/L) × 5			
	(動植物油脂類含有量)			(動植物油脂類含有量)				
38	溶解性鉄含有量	5 mg/L (1 mg/L) ※ <u>4</u>	38	溶解性鉄含有量	5 mg/L (1 mg/L) × 5			
39	溶解性マンガン含有量	5 mg/L (1 mg/L) ※ <u>4</u>	39	溶解性マンガン含有量	5 mg/L (1 mg/L)			
42	窒素含有量 ※ 5	120 mg/L 《日間平均 60 mg/L》 ※ <u>6</u>	42	窒素含有量 ※ 6	120 mg/L《日間平均 60 mg/L》※ <u>7</u>			
43	燐含有量 ※ <u>5</u>	16 mg/L《日間平均 8 mg/L》※ <u>6</u>	43	燐含有量 ※ <u>6</u>	16 mg/L《日間平均 8 mg/L》※ <u>7</u>			
44	ダイオキシン類 ※ <u>7</u>	10 pg-TEQ/L	44	ダイオキシン類 ※ <u>8</u>	10 pg-TEQ/L			
検定	方法については、1から43までの項目は「排っ	水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基	検気	定方法については、1から43までの項目は「排	水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基			
準に係	る検定方法(昭和49年 環境庁告示64号)」、	44の項目はダイオキシン類対策特別措置法施行規則(平成	準に依	系る検定方法(昭和49年 環境庁告示64号)」、	44の項目はダイオキシン類対策特別措置法施行規則(平成			
11年	総理府令第67号)第2条第1項第2号による	5こと。	11年 総理府令第67号) 第2条第1項第2号によること。					
₩ 1	( )内の数値は、排水量 30 m³/日以上の場	合の基準値。	※ 1 ( ) 内の数値は、排水量 30 m³/日以上の場合の基準値。					
			※ 2 規則附則 (平成25年 環境省令第3号) 第2条から第5条の経過措置が適用される間、括弧内の基準値を					
			<u>ù</u>	<u> 適用。</u>				
<b>※</b> <u>2</u>	生物化学的酸素要求量は、海域及び湖沼以外の	の公共用水域に排出する場合に限り適用。	<b>※</b> <u>3</u>	生物化学的酸素要求量は、海域及び湖沼以外の	の公共用水域に排出する場合に限り適用。			

新	旧
※ 3 化学的酸素要求量は、海域及び湖沼に排出する場合に限り適用。	※ 4 化学的酸素要求量は、海域及び湖沼に排出する場合に限り適用。
※ 4 ( )内の数値は、排水量 500 m³/日以上の場合の基準値。	※ <u>5</u> ( ) 内の数値は、排水量 500 ㎡/日以上の場合の基準値。
※ 5 日間平均による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。	※ <u>6</u> 日間平均による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
※ 6 《 》内の数値は、東京湾に排出する場合にあわせて適用。	※ 7 《 》内の数値は、東京湾に排出する場合にあわせて適用。
※ 7 ダイオキシン類とは、ダイオキシン類対策特別措置法 (平成11年法律第105号) 第2条第1項に規定する	※8 ダイオキシン類とは、ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)第2条第1項に規定する
ダイオキシン類をいう。	ダイオキシン類をいう。

# 汚染土壌処理施設の維持管理に関する基準

新

#### 第2 定義

### 8 再処理汚染土壌処理施設

<u>汚染土壌処理業に関する省令(平成21年環境省令第10号。以下「</u>処理業省令」 という。)第2条第2項第22号に規定する再処理汚染土壌処理施設をいう。

### 12 浄化等済土壌

処理業省令第5条第17号イに規定する浄化等済土壌をいう。

### 13 第二溶出量基準

規則第9条1項第2号に規定する第二溶出量基準をいう。

### 14 汚染土壌等

汚染土壌及び要措置区域等外の土地の基準不適合土壌をいう。

### 15 内陸埋立処理施設

埋立処理施設における処理方法の1つで第二溶出量基準に適合した汚染土壌を 内陸に埋め立てる施設をいう。

# 16 地下水集排水設備

地下水を有効に集め、排出することができる堅固で耐久力を有する管渠その他の 集排水設備をいう。

# 17 埋立地

汚染土壌を埋立処理する場所をいう。

# 18 保有水等

埋立物の保有水及び雨水等をいう。

# 19 判定基準省令

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令(昭和 46 年政令第 201 号) 第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令(昭和 48 年総理府令第6号)をいう。

## 第2 定義

### 8 再処理汚染土壌処理施設

処理業省令第2条第2項第22号に規定する再処理汚染土壌処理施設をいう。

### 12 第二溶出量基準

規則第9条1項第2号に規定する第二溶出量基準をいう。

### 13 内陸埋立処理施設

埋立処理施設における処理方法の1つで第二溶出量基準に適合した汚染土壌を 内陸に埋め立てる施設をいう。

# 14 地下水集排水施設

地下水を有効に集め、排出することができる堅固で耐久力を有する管渠その他の集排水設備をいう。

# 15 埋立地

汚染土壌を埋立処理する場所をいう。

# 16 保有水等

埋立物の保有水及び雨水等をいう。

# 17 判定基準省令

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令(昭和 46 年政令第 201 号) 第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係 る判定基準を定める省令(昭和 48 年総理府令第6号)をいう。

旧

### 20 水面埋立処理施設

埋立処理施設における処理方法の1つで判定基準省令に適合した汚染土壌を水面に埋め立てる施設をいう。

### 21 保有水等集排水設備

保有水等を有効に集め、速やかに排出することができる堅固で耐久力を有する構造の管渠その他の集排水設備(水面埋立処理施設については、保有水等を有効に排出することができる堅固で耐久力を有する構造の余水吐きその他の排水設備)をいう。

### 22 盛土構造物等

埋立処理施設における処理方法の1つで路盤、堤体等を利用して第二溶出量基準 に適合した汚染土壌を封じ込める施設をいう。

#### 第3 共通基準

14 2次管理票の交付

ガイドライン 2.2.6(18) によること。

15 2次管理票の写しの送付

ガイドライン 2.2.6(19) によること。

16 搬出届出者への通知

ガイドライン 2.2.6(20) によること。

17 汚染土壌処理施設の表示

ガイドライン 2.2.6(21)によること。

18 点検及び機能検査

ガイドライン 2.2.6(22) によるもののほか、次に掲げるものによること。

(1) 汚染土壌処理施設の正常な機能の維持をするため、当該汚染土壌処理施設に係る日常点検の結果及び稼働状況を記録し、稼働の状況を常に適切に保持するこ

#### 18 水面埋立処理施設

埋立処理施設における処理方法の1つで判定基準省令に適合した汚染土壌を水面に埋め立てる施設をいう。

### 19 保有水等集排水設備

保有水等を有効に集め、速やかに排出することができる堅固で耐久力を有する構造の管渠その他の集排水設備(水面埋立処理施設については、保有水等を有効に排出することができる堅固で耐久力を有する構造の余水吐きその他の排水設備)をいう。

### 20 盛土構造物等

埋立処理施設における処理方法の1つで路盤、堤体等を利用して第二溶出量基準 に適合した汚染土壌を封じ込める施設をいう。

#### 第3 共通基準

14 施設外への搬出の禁止

<u>ガイドライン 2. 2. 6(17) によること。</u>

<u>15</u> 2次管理票の交付

ガイドライン 2.2.6(18) によること。

16 2次管理票の写しの送付

ガイドライン 2.2.6(19) によること。

17 搬出届出者への通知

ガイドライン 2.2.6(20) によること。

18 汚染土壌処理施設の表示

ガイドライン 2.2.6(21)によること。

19 点検及び機能検査

ガイドライン 2.2.6(22) によるもののほか、次に掲げるものによること。

(1) 汚染土壌処理施設の正常な機能の維持をするため、当該汚染土壌処理施設に係る日常点検の結果及び稼働状況を記録し、稼働の状況を常に適切に保持するこ

と。

- (2) 機能検査では、各機器の作動状況、摩耗状況並びに劣化及び破損の有無等を確認すること。
- (3) 地震、台風等の異常事態の直後には臨時点検を行い、飛散等のおそれがある場合は、必要な措置を講ずること。

### 19 点検及び機能検査の記録の保管

ガイドライン 2.2.6(23)によるもののほか、汚染土壌処理施設の各機器の点検及 び機能検査の日時、点検項目等が記載できる記録様式を作成し、その様式に従って 点検及び機能検査を行うとともに、機器の修理、交換等を行った場合は、その報告 書を保存すること。

#### 20 囲い等

- (1) 汚染土壌処理施設に係る事業場の周囲の囲いは、みだりに人が当該事業場に立ち入らないよう整備しておくこと。
- (2) 囲い及び門扉が破損した場合は、直ちに補修すること。
- (3) 門扉は作業終了後に閉鎖し、施錠すること。

## 21 火災の発生の防止

消火器その他の消火設備は、常に十分な管理を行い、所定の能力を発揮できるよう点検整備を行うこと。

# 22 搬入道路

- (1) 搬入道路が通学路として使用されている場合その他交通整理を必要とする場合は、交通整理員の配置等必要な措置を講じ、安全の確保を図ること。
- (2) 搬入道路は、常に清掃し、清潔の保持に努めるとともに、必要に応じて補修等を行うこと。

# 23 管理事務所

- (1) 管理事務所内の見やすい位置に汚染土壌処理業許可証又はその写し及び汚染土壌処理施設の構造を明らかにする図面を掲示しておくこと。
- (2) 知事に提出した汚染土壌処理業に関する書類、上記 19 の規定による点検及び機能検査の記録並び土壌汚染対策法(平成 14 年法律第53号)第22条第8項の

と。

- (2) 機能検査では、各機器の作動状況、摩耗状況並びに劣化及び破損の有無等を確認すること。
- (3) 地震、台風等の異常事態の直後には臨時点検を行い、飛散等のおそれがある場合は、必要な措置を講ずること。

### 20 点検及び機能検査の記録の保管

ガイドライン 2.2.6(23)によるもののほか、汚染土壌処理施設の各機器の点検及 び機能検査の日時、点検項目等が記載できる記録様式を作成し、その様式に従って 点検及び機能検査を行うとともに、機器の修理、交換等を行った場合は、その報告 書を保存すること。

### 21 囲い等

- (1) 汚染土壌処理施設に係る事業場の周囲の囲いは、みだりに人が当該事業場に立ち入らないよう整備しておくこと。
- (2) 囲い及び門扉が破損した場合は、直ちに補修すること。
- (3) 門扉は作業終了後に閉鎖し、施錠すること。

# 22 火災の発生の防止

消火器その他の消火設備は、常に十分な管理を行い、所定の能力を発揮できるよう点検整備を行うこと。

# 23 搬入道路

- (1) 搬入道路が通学路として使用されている場合その他交通整理を必要とする場合は、交通整理員の配置等必要な措置を講じ、安全の確保を図ること。
- (2) 搬入道路は、常に清掃し、清潔の保持に努めるとともに、必要に応じて補修等を行うこと。

# 24 管理事務所

- (1) 管理事務所内の見やすい位置に汚染土壌処理業許可証又はその写し及び汚染土壌処理施設の構造を明らかにする図面を掲示しておくこと。
- (2) 知事に提出した汚染土壌処理業に関する書類、上記 19 の規定による点検及び機能検査の記録並び土壌汚染対策法(平成 14 年法律第53号)第22条第8項の

旧

規定による汚染十壌の処理に関する記録を備え置くこと。

### 24 周辺地域への配慮

汚染土壌処理施設に係る事業場の維持管理に当たっては、周辺住民との調和が図れるよう、当該事業場の周辺に緑地等を整備するなどの環境整備を図り、当該事業場に係る周辺地域の生活環境の保全に配慮すること。

#### 25 維持管理状況の公表

汚染土壌処理施設の維持管理に関する情報であって次に定める事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表すること。

- (1) 上記 11(1) 及び 12(1) の規定による水質の測定に関する次に掲げる事項
  - ア 当該水質の測定に係る排出水を採取した場所
  - イ 当該水質の測定に係る排出水を採取した年月日
  - ウ 当該水質の測定の結果の得られた年月日
  - エ 当該水質の測定の結果
- (2) 上記 11(2) 及び 12(2) の規定による点検に関する事項
  - ア 当該点検を行った年月日及びその結果
  - イ 当該点検の結果、排出水処理設備の機能に異状が認められた場合に措置を講 じた年月日及び当該措置の内容
- (3) 上記 13(1)から(3)までの規定による水質の測定に関する次に掲げる事項
  - ア 当該水質の測定に係る地下水を採取した場所
  - イ 当該水質の測定に係る地下水を採取した年月日
  - ウ 当該水質の測定の結果の得られた年月日
  - エ 当該水質の測定の結果
- (4) 上記 13(4) の規定による措置に関する次に掲げる事項
  - ア 当該措置を講じた年月日
  - イ 当該措置の内容

#### 26 維持管理状況の公表の期間

維持管理状況の公表は、次に掲げる区分に応じて定める日から、当該日から起算 して3年を経過する日までの間、行うこと。 規定による汚染十壌の処理に関する記録を備え置くこと。

#### 25 周辺地域への配慮

汚染土壌処理施設に係る事業場の維持管理に当たっては、周辺住民との調和が図れるよう、当該事業場の周辺に緑地等を整備するなどの環境整備を図り、当該事業場に係る周辺地域の生活環境の保全に配慮すること。

#### 26 維持管理状況の公表

汚染土壌処理施設の維持管理に関する情報であって次に定める事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表すること。

- (1) 上記 11(1) 及び 12(1) の規定による水質の測定に関する次に掲げる事項
  - ア 当該水質の測定に係る排出水を採取した場所
  - イ 当該水質の測定に係る排出水を採取した年月日
  - ウ 当該水質の測定の結果の得られた年月日
  - エ 当該水質の測定の結果
- (2) 上記 11(2)及び 12(2)の規定による点検に関する事項
  - ア 当該点検を行った年月日及びその結果
  - イ 当該点検の結果、排出水処理設備の機能に異状が認められた場合に措置を講 じた年月日及び当該措置の内容
- (3) 上記 13(1) から(3) までの規定による水質の測定に関する次に掲げる事項
  - ア 当該水質の測定に係る地下水を採取した場所
  - イ 当該水質の測定に係る地下水を採取した年月日
  - ウ 当該水質の測定の結果の得られた年月日
  - エ 当該水質の測定の結果
- (4) 上記 13(4) の規定による措置に関する次に掲げる事項
  - ア 当該措置を講じた年月日
  - イ 当該措置の内容

#### 27 維持管理状況の公表の期間

維持管理状況の公表は、次に掲げる区分に応じて定める日から、当該日から起算して3年を経過する日までの間、行うこと。

- (1) 前記 <u>25</u>(1)及び(3)に掲げる事項 当該水質の測定の結果の得られた日の属する月の翌月の末日
- (2) 前記 25(2) に掲げる事項 当該点検を行った日の属する月の翌月の末日
- (3) 前記 25(4) に掲げる事項 当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日

# 27 事業内容の公表

<u>汚染土壌の処理の事業に関する情報であって次に定める事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表すること。</u>

- (1) 汚染土壌処理業者の情報
  - ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - イ 事務所の所在地
- (2) 汚染土壌処理施設の情報
  - ア 汚染土壌処理施設に係る事業場の名称
  - イ 汚染土壌処理施設の所在地
  - ウ 汚染土壌処理施設の種類及び処理方法
  - エ 処理能力(処理方法ごと)
  - オ 処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態(処理方法ごと)
  - カ 許可番号及び許可取得年月日
  - キ 処理前土壌の保管可能容量
  - ク 処理後土壌の保管可能容量
  - ケ 再処理汚染土壌処理施設の種類及び処理方法
- (3) 技術的能力に関する情報
  - ア 運転維持管理担当者数
  - <u>イ</u> 大気関係公害防止担当者数
  - ウ 水質関係公害防止担当者数
  - 工 ダイオキシン類関係公害防止担当者数
- 第4 個別基準
  - 1 浄化等処理施設の個別基準

- (1) 前記 <u>26</u>(1)及び(3)に掲げる事項 当該水質の測定の結果の得られた日の属する月の翌月の末日
- (2) 前記 26(2) に掲げる事項 当該点検を行った日の属する月の翌月の末日
- (3) 前記 26(4) に掲げる事項 当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日

# 第4 個別基準

1 浄化等処理施設の個別基準

# (3) 施設外への搬出の禁止

ガイドライン 2.2.6(17) によるもののほか、浄化又は溶融が行われた汚染土壌であって、規則第59条第3項に規定する方法による調査の実施については、計量証明事業者が実施すること。

新

(4) 雨水等の流入の防止

汚染土壌処理施設の構造に関する基準(以下「構造基準」という。)第5の1 (2)アの規定により設けられた開渠その他の設備の機能を維持するため、当該設備に堆積した土砂等の速やかな除去その他の必要な措置を講ずること。

(5) 維持管理状況の公表

浄化等処理施設の維持管理に関する情報であって次に定める事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表すること。

ア 処理実績の情報(処理方法ごと及び汚染土壌等ごと)であって次に掲げる事 項

- (ア) 汚染土壌等の各月ごとの受入量
- (イ) 浄化等済土壌の各月ごとの量及びその利用用途
- (ウ) 各月ごとの再処理汚染土壌処理施設への搬出量
- (エ) 年度末における処理前土壌の保管量
- (オ) 年度末における処理後土壌の保管量
- イ 上記(1)の規定による確認に関する次に掲げる事項
  - (ア) 当該確認に係る排出水及び排ガスを採取した位置
  - (イ) 当該確認に係る排出水及び排ガスを採取した年月日
  - (ウ) 当該確認の結果の得られた年月日
  - (エ) 当該確認の結果
- ウ 上記(2)の規定による大気有害物質の量の測定に関する次に掲げる事項
  - (ア) 当該測定に係る排ガスを採取した位置
  - (イ) 当該測定に係る排ガスを採取した年月日
  - (ウ) 当該測定の結果の得られた年月日

## (3) 雨水等の流入の防止

汚染土壌処理施設の構造に関する基準(以下「構造基準」という。)第5の1 (2)アの規定により設けられた開渠その他の設備の機能を維持するため、当該設備に堆積した土砂等の速やかな除去その他の必要な措置を講ずること。

旧

(4) 維持管理状況の公表

浄化等処理施設の維持管理に関する情報であって次に定める事項について、インターネットの利用その他適切な方法により公表すること。

ア 処理した汚染土壌の各月ごとの数量

- イ 上記(1)の規定による確認に関する次に掲げる事項
  - (ア) 当該確認に係る排出水及び排ガスを採取した位置
  - (イ) 当該確認に係る排出水及び排ガスを採取した年月日
  - (ウ) 当該確認の結果の得られた年月日
  - (エ) 当該確認の結果
- ウ 上記(2)の規定による大気有害物質の量の測定に関する次に掲げる事項
  - (ア) 当該測定に係る排ガスを採取した位置
  - (イ) 当該測定に係る排ガスを採取した年月日
  - (ウ) 当該測定の結果の得られた年月日

旧

- (エ) 当該測定の結果
- (6) 維持管理状況の公表の期間

維持管理状況の公表は、次に掲げる区分に応じて定める日から、当該日から起算して3年を経過する日までの間、行うこと。

- ア 前記(5)ア(ア)から(ウ)までに掲げる事項 翌月の末日
- <u>イ</u> 前記(5)ア(エ)及び(オ)に掲げる事項 翌年度の4月末日
- ウ 前記(5)イ及びウに掲げる事項 当該測定の結果の得られた日の属する月の 翌月の末日
- 2 セメント製造施設の個別基準
  - (4) 維持管理状況の公表

セメント製造施設の維持管理に関する情報であって次に定める事項について、 インターネットの利用その他の適切な方法により公表すること。

- ア 処理実績の情報(処理方法ごと及び汚染土壌等ごと)であって次に掲げる事
  - (ア) 汚染土壌等の各月ごとの受入量
  - (イ) 年度末における処理前土壌の保管量
- イ 上記(2)の規定による大気有害物質の量の測定に関する次に掲げる事項
  - (ア) 当該測定に係る排ガスを採取した位置
  - (4) 当該測定に係る排ガスを採取した年月日
  - (ウ) 当該測定の結果の得られた年月日
  - (エ) 当該測定の結果
- (5) 維持管理状況の公表の期間

維持管理状況の公表は、次に掲げる区分に応じて定める日から、当該日から起 算して3年を経過する日までの間、行うこと。

- ア 前記(4)ア(ア)に掲げる事項 翌月の末日
- <u>イ</u> 前記(4)ア(イ)に掲げる事項 翌年度の4月末日
- ウ 前記(4) イに掲げる事項 当該測定の結果の得られた日の属する月の翌月の

- (エ) 当該測定の結果
- (5) 維持管理状況の公表の期間

維持管理状況の公表は、次に掲げる区分に応じて定める日から、当該日から起算して3年を経過する日までの間、行うこと。

- ア 前記(4)アに掲げる事項 翌月の末日
- <u>イ</u> 前記(<u>4</u>) イ及びウに掲げる事項 当該測定の結果の得られた日の属する月の 翌月の末日
- 2 セメント製造施設の個別基準
  - (4) 維持管理状況の公表

セメント製造施設の維持管理に関する情報であって次に定める事項について、 インターネットの利用その他適切な方法により公表すること。

ア 処理した汚染土壌の各月ごとの数量

- イ 上記(2)の規定による大気有害物質の量の測定に関する次に掲げる事項
  - (ア) 当該測定に係る排ガスを採取した位置
  - (4) 当該測定に係る排ガスを採取した年月日
  - (ウ) 当該測定の結果の得られた年月日
  - (エ) 当該測定の結果
- (5) 維持管理状況の公表の期間

維持管理状況の公表は、次に掲げる区分に応じて定める日から、当該日から起算して3年を経過する日までの間、行うこと。

- ア 前記(4)アに掲げる事項 翌月の末日
- ↑ 前記(4) イに掲げる事項 当該測定の結果の得られた日の属する月の翌月の

末日

### 3 埋立処理施設(内陸埋立処理施設)の個別基準

(14) 維持管理状況の公表

埋立処理施設の維持管理に関する情報であって次に定める事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表すること。

ア <u>処理実績の情報(処理方法ごと及び汚染土壌等ごと)であって次に掲げる事</u>項

- (ア) 汚染土壌等の各月ごとの受入量
- (イ) 年度末における処理前土壌の保管量
- イ 上記(1)の規定による点検に関する次に掲げる事項
  - (ア) 当該点検を行った年月日及びその結果
  - (イ) 当該点検の結果、擁壁等が損壊するおそれがあると認められた場合に措 置を講じた年月日及び当該措置の内容
- ウ 上記(3)アの規定による点検に関する次に掲げる事項
  - (ア) 当該点検を行った年月日及びその結果
  - (イ) 当該点検の結果、遮水工の遮水効果が低下するおそれがあると認められ た場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容
- エ 上記(4)の規定による水質の測定に関する次に掲げる事項
  - (ア) 当該水質の測定に係る地下水を採集した場所
  - (イ) 当該水質の測定に係る地下水を採取した年月日
  - (ウ) 当該水質の測定の結果の得られた年月日
  - (エ) 当該水質の測定の結果
- オ 上記(4)の規定による措置を講じた年月日及び当該措置の内容
- カ 上記(5)の規定による点検に関する次に掲げる事項
  - (ア) 当該点検を行った年月日及びその結果
  - (イ) 当該点検の結果、調整池が損壊するおそれがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容

末日

- 3 埋立処理施設(内陸埋立処理施設)の個別基準
  - (14) 維持管理状況の公表

埋立処理施設の維持管理に関する情報であって次に定める事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表すること。

ア 埋め立てた汚染土壌の各月ごとの数量

- イ 上記(1)の規定による点検に関する次に掲げる事項
  - (ア) 当該点検を行った年月日及びその結果
  - (イ) 当該点検の結果、擁壁等が損壊するおそれがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容
- ウ 上記(3)アの規定による点検に関する次に掲げる事項
  - (ア) 当該点検を行った年月日及びその結果
  - (イ) 当該点検の結果、遮水工の遮水効果が低下するおそれがあると認められ た場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容
- エ 上記(4)の規定による水質の測定に関する次に掲げる事項
  - (ア) 当該水質の測定に係る地下水を採集した場所
  - (イ) 当該水質の測定に係る地下水を採取した年月日
  - (ウ) 当該水質の測定の結果の得られた年月日
  - (エ) 当該水質の測定の結果
- オ 上記(4)の規定による措置を講じた年月日及び当該措置の内容
- カ 上記(5)の規定による点検に関する次に掲げる事項
  - (ア) 当該点検を行った年月日及びその結果
  - (イ) 当該点検の結果、調整池が損壊するおそれがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容

キ 上記(6)の規定による点検に関する次に掲げる事項

- (ア) 当該点検を行った年月日及びその結果
- (イ) 当該点検の結果、有効な防凍のための措置の状況に異状が認められた場合に必要な措置を講じた年月日及び当該必要な措置の内容
- ク 上記(8)の規定による測定をおこなった年月日及びその結果
- (15) 維持管理状況の公表の期間

維持管理状況の公表は、次に掲げる区分に応じて定める日から、当該日から起算して3年を経過する日までの間、行うこと。

- ア 前記(14)ア(ア)に掲げる事項 翌月の末日
- イ 前記(14)ア(イ)に掲げる事項 翌年度の4月末日
- ウ 前記(14) 工及びクに掲げる事項 当該測定の結果の得られた日の属する月の翌月の末日
- <u>エ</u> 前記(14)イ(ア)、ウ(ア)、カ(ア)及びキ(ア)に掲げる事項 当該点検を行った日 の属する月の翌月の末日
- ★ 前記(14)イ(イ)、ウ(イ)、オ、カ(イ)及びキ(イ)に掲げる事項 当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日
- 6 分別等処理施設の個別基準
  - (3) <u>施設外への搬出の禁止</u> ガイドライン 2.2.6(17)2)によること。
  - (4) 雨水等の流入の防止

構造基準第5の6(2)アの規定により設けられた開渠その他の設備の機能を維持するため、当該設備に堆積した土砂等の速やかな除去その他の必要な措置を講ずること。

(5) 維持管理状況の公表

分別等処理施設の維持管理に関する情報であって次に定める事項について、インターネットの利用その他<u>の</u>適切な方法により公表すること。

IΗ

- キ 上記(6)の規定による点検に関する次に掲げる事項
  - (ア) 当該点検を行った年月日及びその結果
  - (イ) 当該点検の結果、有効な防凍のための措置の状況に異状が認められた場合に必要な措置を講じた年月日及び当該必要な措置の内容
- ク 上記(8)の規定による測定をおこなった年月日及びその結果
- (15) 維持管理状況の公表の期間

維持管理状況の公表は、次に掲げる区分に応じて定める日から、当該日から起算して3年を経過する日までの間、行うこと。

- ア 前記(14)アに掲げる事項 翌月の末日
- ★ 前記(14) 工及びクに掲げる事項 当該測定の結果の得られた日の属する月の翌月の末日
- <u>ウ</u> 前記(14)イ(7)、ウ(7)、カ(7)及びキ(7)に掲げる事項 当該点検を行った日 の属する月の翌月の末日
- 一 前記(14)イ(イ)、ウ(イ)、オ、カ(イ)及びキ(イ)に掲げる事項 当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日
- 6 分別等処理設備の個別基準
  - (3) 雨水等の流入の防止

構造基準第5の6(2)アの規定により設けられた開渠その他の設備の機能を維持するため、当該設備に堆積した土砂等の速やかな除去その他の必要な措置を講ずること。

(4) 維持管理状況の公表

分別等処理施設の維持管理に関する情報であって次に定める事項について、インターネットの利用その他適切な方法により公表すること。

旧

ア 処理実績の情報(処理方法ごと及び汚染土壌等ごと)であって次に掲げる事

項

- (ア) 汚染土壌等の各月ごとの受入量
- (4) 各月ごとの再処理汚染土壌処理施設への搬出量
- (ウ) 年度末における処理前土壌の保管量
- (エ) 年度末における処理後土壌の保管量
- イ 上記(2)イの規定による大気有害物質の量の測定に関する次に掲げる事項
  - (ア) 当該測定に係る排ガスを採取した位置
  - (イ) 当該測定に係る排ガスを採取した年月日
  - (ウ) 当該測定の結果の得られた年月日
  - (エ) 当該測定の結果
- (6) 維持管理状況の公表の期間

維持管理状況の公表は、次に掲げる区分に応じて定める日から、当該日から起 算して3年を経過する日までの間、行うこと。

- ア 前記(5)ア(7)及び(4)に掲げる事項 翌月の末日
- <u>イ</u> 前記(5)ア(ウ)及び(エ)に掲げる事項 翌年度の4月末日
- <u>ウ</u> 前記(<u>5</u>) イに掲げる事項 当該測定の結果の得られた日の属する月の翌月の 末日

## 別表第1 排出水基準

	項目	排出水基準				
28	1,4-ジオキサン	0.5 mg/L				
30	生物化学的酸素要求量 ※ 2	20 mg/L (10 mg/L) ※ <u>4</u>				
31	化学的酸素要求量 ※ 3	20 mg/L (10 mg/L) ※ <u>4</u>				
32	浮遊物質量	40 mg/L (20 mg/L) ※ <u>4</u>				
33	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	3 mg/L (2 mg/L) ※ <u>4</u>				

ア 処理した汚染土壌の各月ごとの数量

- イ 上記(2)イの規定による大気有害物質の量の測定に関する次に掲げる事項
  - (ア) 当該測定に係る排ガスを採取した位置
  - (イ) 当該測定に係る排ガスを採取した年月日
  - (ウ) 当該測定の結果の得られた年月日
  - (エ) 当該測定の結果
- (5) 維持管理状況の公表の期間

維持管理状況の公表は、次に掲げる区分に応じて定める日から、当該日から起 算して3年を経過する日までの間、行うこと。

- ア 前記(4)アに掲げる事項 翌月の末日
- ★日

  ・ 対記(4) イに掲げる事項 当該測定の結果の得られた日の属する月の翌月の表目

  末日

# 別表第1 排出水基準

	項目	排出水基準					
28	1,4-ジオキサン	0.5 mg/L (10 mg/L) <u> </u>					
30	生物化学的酸素要求量 ※ 3	20 mg/L (10 mg/L) × 5					
31	化学的酸素要求量 ※ 4	20 mg/L (10 mg/L)					
32	浮遊物質量	40 mg/L (20 mg/L) ※ <u>5</u>					
33	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	3 mg/L (2 mg/L) × 5					

			1						
		新	旧						
	(鉱油類含有量)			(鉱油類含有量)					
34	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	5 mg/L (3 mg/L) * 4	34	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	5 mg/L (3 mg/L) ※ <u>5</u>				
	(動植物油脂類含有量)			(動植物油脂類含有量)					
L				1					
38	溶解性鉄含有量	5 mg/L (1 mg/L) ※ <u>4</u>	38	溶解性鉄含有量	5 mg/L (1 mg/L) ※ <u>5</u>				
39	溶解性マンガン含有量	5 mg/L (1 mg/L) ※ 4	39	溶解性マンガン含有量	5 mg/L (1 mg/L) ※ <u>5</u>				
	·			•					
42	窒素含有量 ※ 5	120 mg/L《日間平均 60 mg/L》※ <u>6</u>	42	窒素含有量 ※ <u>6</u>	120 mg/L《日間平均 60 mg/L》※ <u>7</u>				
43	燃含有量 ※ 5	16 mg/L《日間平均 8 mg/L》※ 6	43	燃含有量 ※ 6	16 mg/L《日間平均 8 mg/L》※ 7				

42	窒素含有量 ※ <u>5</u>	120 mg/L《日間平均 60 mg/L》※ <u>6</u>
43	燐含有量 ※ <u>5</u>	16 mg/L《日間平均 8 mg/L》※ <u>6</u>
44	ダイオキシン類 ※ <u>7</u>	10 pg-TEQ/L

検定方法については、1から43までの項目は「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基 準に係る検定方法(昭和49年 環境庁告示64号)」、44の項目はダイオキシン類対策特別措置法施行規則(平成 11年 総理府令第67号) 第2条第1項第2号によること。

- ※ 1 ( ) 内の数値は、排水量 30 m³/日以上の場合の基準値。
- ※ 2 生物化学的酸素要求量は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出する場合に限り適用。
- ※3 化学的酸素要求量は、海域及び湖沼に排出する場合に限り適用。
- ※ 4 ( ) 内の数値は、排水量 500 m³/日以上の場合の基準値。
- ※ 5 日間平均による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- ※ 6 《 》内の数値は、東京湾に排出する場合にあわせて適用。
- ※ 7 ダイオキシン類とは、ダイオキシン類対策特別措置法 (平成11年法律第105号) 第2条第1項に規定する ダイオキシン類をいう。

42	窒素含有量 ※ <u>6</u>	120 mg/L《日間平均 60 mg/L》※ <u>7</u>
43	燐含有量 ※ <u>6</u>	16 mg/L《日間平均 8 mg/L》※ <u>7</u>
44	ダイオキシン類 ※8	10 pg-TEQ/L

検定方法については、1から43までの項目は「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基 準に係る検定方法(昭和49年 環境庁告示64号)」、44の項目はダイオキシン類対策特別措置法施行規則(平成 11年 総理府令第67号) 第2条第1項第2号によること。

- ※ 1 ( )内の数値は、排水量 30 m³/日以上の場合の基準値。
- ※ 2 規則附則(平成25年 環境省令第3号)第2条から第5条の経過措置が適用される間、括弧内の基準値を 適用。
- ※3 生物化学的酸素要求量は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出する場合に限り適用。
- ※ 4 化学的酸素要求量は、海域及び湖沼に排出する場合に限り適用。
- ※ 5 ( ) 内の数値は、排水量 500 m³/日以上の場合の基準値。
- ※ 6 日間平均による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- ※ 7 《 》内の数値は、東京湾に排出する場合にあわせて適用。
- ※ 8 ダイオキシン類とは、ダイオキシン類対策特別措置法 (平成11年法律第105号) 第2条第1項に規定する ダイオキシン類をいう。

# 汚染土壌処理施設生活環境影響調査指針

新							旧								
別表第4 分別等処理施設の生活環境影響要因と生活環境影響調査項目					別表第4 分別等処理施設の生活環境影響要因と生活環境影響調査項目										
		生活環境影響要因	排出水	分別等	施設の	施設か	汚染土			生活環境影響要因	排出水	分別等	施設の	施設か	汚染土
			の排出	処理施	稼働	らの悪	壌運搬				の排出	処理施	稼働	らの悪	壌運搬
調	查事項			設の存		臭の漏	車両の	調	查事項			設の存		臭の漏	車両の
				在		洩	走行					在		洩	走行
		生活環境影響調査項目								生活環境影響調査項目					
		粉じん			<u>O</u>					粉じん	<u>O</u>				
大	上层所	二酸化窒素					0	太	上层所	二酸化窒素	<u>O</u>				0
大気質	大気質	浮遊粒子状物質					0	大気質	大気質	浮遊粒子状物質	<u>O</u>				0
		特定有害物質			<u>O</u>					特定有害物質	<u>O</u>				